



市制70周年の節目、本市の将来像を考える

政令指定都市めざす

3市3町合併構想に幅広い議論展開

進む地方分権 将来のまちづくり模索

「湘南市」の考え聞く

平成十四年三月定例会市議会の代表・総括質問は、三月一日および四、六日の四日間の日程で行いました。質問者は、プログレス平塚議員団が山原栄一議員と陶山豊彦議員、公民党が榎坂光俊議員、奥山晴治議員、および松崎清子議員、くすの木が伊藤裕議員と金子修一議員、日本共産党平塚市議会議員団が原孝子議員と

小泉由紀雄議員、新政クラブが柳川藤一議員と出村光議員、ひらつか政友クラブが栗田己好議員、市政クラブが後藤輝彦議員です。このほか、市民派の会、神奈川ネットワーク運動、ひらつか市民の党、政研フォーラムの議員も質問を行いました。（委員会質疑も併せて二、八面に掲載します）

●構想の背景
議員 湘南市構想が打ち出された背景を聞きたい。
市長 地方分権の時代の中で、いかに独自性のあるまちをつくるかというかが問われている。また、少子高齢化や厳しい財政事情という時代背景の中で、全国の自治体が合併を模索しており、全国三二二三市町村の内、二〇〇を超える市町村が研究会等を設けて合併の研究を行っている。将来の

財政問題や、まちの発展を考えた場合、合併を研究することは行政の当然の責務であると考えている。
●合併スケジュール
議員 合併へ向けて、どのようなスケジュールを考えているのか。
市長 まず、十四年度で研究課題や事務事業の確

認整理等の作業に全力で取り組む。その後、議会の議決をいただき、法定の合併協議会を平成十五年中に設置したいと考えている。合併協議会での協議の後に、各市町議会において合併の議決を経て県議会の議決を受けることとなる。その後、国に届け出る等の手続きを経て合併特例法の期限である平成十七年三月までに合併を実現するという流れとなる。

●合併のエリア
議員 合併のエリアとしては、旧中郡の秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、さらには中井町の結びつきが強いと思う。先ごろ表明された湘南市の枠組みの意味を伺う。
市長 旧中郡とは、突出して結びつきが強いとは

思わない。一方湘南市では、寒川町とツインシティ構想があり、藤沢市、茅ヶ崎市とも市民間の交流に強いものがある。歴史的背景から見ても文化伝統を共有しており、湘南というアイデンティティのもとに、その能力を発揮できると考えている。
●発足の経緯
議員 一月に発表された湘南市研究会について、発足の経過を伺いたい。

●研究テーマ
議員 湘南市研究会の研究テーマを聞きたい。
市長 ①二十一世紀の政令指定都市「湘南市」の都市像研究、②地方分権における行政の主體的な政策研究、③施策の展開における、より高度な行政サービスの研究、④合併に関する諸問題の実務

研究、の四点を重要課題ととらえ設定している。
●活動計画
議員 湘南市研究会の活動計画を聞きたい。
市長 市民にとって最大の関心事は、合併後の行政サービスの負担などのメリット・デメリットであると思う。三市三町

の事務事業を分野別に確認作業を行い、現行の事業、行政サービスの、諸制度、条例など多くの項目を調整、分析することが先決であると考えている。このため、十四年度は各首長による研究会を四回、企画部長による幹事会を月一回以上、専門部会や事務レベル会議は随時開催する予定である。

合併のメリット・デメリットは
議員 合併による行政の拡大は、市民にとって行政サービスの研究、④合併に関する諸問題の実務

研究、の四点を重要課題ととらえ設定している。

公共施設整備の財源

市債の運用尋ねる

特例措置

市民への情報提供

臨時財政対策債

議会

日誌

議員 今後の公共施設整備と起債について、どう考えているのか。
総務部長 小中学校、市庁舎、市民センターなど多くの施設が建設後三〇年以上経過する中で老朽化が進み、建て替えの時期にきている。さらに時代の進展に伴い新たな施設の必要性も生じている。こうした公共施設の整備には国庫補助金や起債の活用を図っていくことに

なるが、起債については将来の市民に債務を残すことから、慎重に運用していく。現在、大規模事業としては市営万田貝塚住宅、馬入ふれあい公園、仮称サイクルプラザ、小中学校校舎耐震補強工事、玉川橋・東雲橋の架け替え等を予定している。議員 これらの事業推進により、起債と公債費の見通しについてどのような見解を持っているのか。

議員 合併による行政の拡大は、市民にとって行政が遠くなると懸念するが、見解を伺いたい。
総務部長 合併により、個々の自治体で行っていた施策や公共施設の統廃合が図られ、人員や維持管理経費等の削減が期待できる。財政全体の展望としては、予算規模の拡大により、新たなまちづくりのための選択の幅が広がり、広い視点からより柔軟な予算執行が可能になると考えている。

議員 合併特例債について見解を伺いたい。
市長 合併特例債は合併特例法の適用を受けた場

合に新市建設計画に基づいて行う事業に対し認められる措置で、事業費の九五％が限度とされている。また、元利償還金の七〇％については普通交付税の基準財政需要額に算入され、新たなまちづくりを進める財源として、求める選択の幅が広がるものと考えている。

議員 合併は市民生活にかかわる問題である。市民への情報提供はどのように考えているのか。
市長 行政サービスの水準や使用料、手数料等の受益者負担をどの水準にするかについては、重要な研究課題であると認識しており、本市ではすでに全庁的に事務事業の確

認作業を行っている。個々の行政サービスをどの水準にするかは合併協定の協議項目となるが、

その前提として各市町の事務の現況を把握、比較し、作業の進めよう状況に合わせた各段階で、住民に積極的な情報提供していく考えである。

議員 市民の意向はどの段階で、どのような方法でくみ上げるのか。
市長 湘南市研究会において、二十一世紀の政令指定都市「湘南市」の都市像を示す段階で、合併のメリット・デメリットや行政サービスの水準などをインターネットや広報紙などでお知らせし、広く市民からご意見をいただきたいと考えている。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。

として臨時財政対策債二億門を計上した根拠を伺いたい。
市長・総務部長 国の交付税特別会計の借入金残高が累増したこと、交付税制度が改正され、交付税特別会計の財源不足額の一定割合を十三年度から国と地方で負担することとなった。この制度改正によって、理論的には普通地方交付税として措置されるべき財源が見込めなくなったことから、これに代わる財源として当初予算に計上したものである。